

エコアクション21 食品関連事業者向けガイドライン2009年版 ～暫定版からの主な変更点～

一般財団法人 持続性推進機構
エコアクション21中央事務局

1

食品関連事業者向けガイドライン2009年版

1. 策定の経緯

2007年8月

農林水産省は、「食品循環資源形成推進事業認証制度構築事業総合検討会」における検討を踏まえ、ガイドライン2004年版準拠の「食品関連事業者向けマニュアル(試行版)」を策定

2011年3月

中央事務局は環境省ガイドライン2009年版の改訂を受けて、「食品関連事業者向けガイドライン暫定版」を策定

2012年1月

環境省・農林水産省は、中央事務局が策定した暫定版について、環境省ガイドライン2009年版への準拠性の確認の審議を行い、「エコアクション21食品関連事業者向けガイドライン2009年版」を策定

食品関連事業者向けガイドライン2009年版

2. はじめに、序章、第1章、第2章の変更点

- ①「はじめに、序章、第1章、第2章」については、内容の入替、移動はありますが、基本的な内容に変更はありません。
- ②暫定版では「はじめに」にあった『ガイドラインの位置付け』及び『適用事業者等について』の記載は、「序章」に移動となりました。
- ③「序章」では、『業種別ガイドラインの位置付け』、『食品関連事業者と環境経営システム』に関する記述が追加となりました。また、『食品関連事業者向けガイドラインの策定の経緯』では、農林水産省の協力の下、策定したことが明記されました。
- ④暫定版では、「第2章」にあった「食品リサイクル優良事業者」のロゴマークに関する記載は、「序章」に移動となりました。
- ⑤「第2章」では、認証・登録制度に関する記述が簡略化されました。

3

食品関連事業者向けガイドライン2009年版

3. 食品関連事業者における認証・登録の基本的要件の変更(第2章)

※ 第2章の認証・登録の基本的要件に追記していた食品関連事業者の認証・登録にあたっての追加の要件が、以下の3項目に整理されました。

- ①食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施率を把握していること
- ②環境目標として、基準実施率以上の再生利用等の実施率を目標として設定し、食品リサイクル等の必要な環境への取組を適切に実施していること
- ③認証・登録にあたっては、原則として、再生利用等の実施率が食品リサイクル法に基づく基準実施率を満たしていること

4

※ 第3章～第6章、別表1及び2については、暫定版からの大きな変更は基本的にはありません。

※その他の変更箇所等については、「エコアクション21食品関連事業者向けガイドライン主な変更箇所対照表(暫定版／2009年版)」を参照してください。

エコアクション21 食品関連事業者向けガイドライン

主な変更箇所対照表（暫定版／2009年版）

1. タイトル


暫定版	食品ガイドライン 2009年版
エコアクション21食品関連事業者向けガイドライン <u>2011</u> 年版(暫定版)	エコアクション21食品関連事業者向けガイドライン <u>2009</u> 年版

2. はじめに

暫定版	食品ガイドライン 2009年版
○環境への取組の勧め	○環境への取組の勧め
☆食品関連事業者向けガイドラインの位置付け	※序章4. 食品関連事業者向けガイドラインの策定の経緯に一部含める
☆食品関連事業者向けガイドラインの適用	※序章2. 食品関連事業者向けガイドラインの適用事業者に含める
☆複数の業種を兼営している事業者において、食品関連事業の活動実態がある場合について	

3. 序章

暫定版	食品ガイドライン 2009年版
序章 <u>エコアクション21の改訂にあたって</u>	序章 <u>食品関連事業者向けガイドラインについて</u>
(新設)	1. <u>業種別ガイドラインの位置付け</u>
(新設)	2. <u>食品関連事業者向けガイドラインの適用事業者</u>
(新設)	3. <u>食品関連事業者と環境経営システムについて</u>
1. <u>エコアクション21ガイドライン策定の経緯</u>	4. <u>食品関連事業者向けガイドラインの策定の経緯</u>
2. <u>エコアクション21の環境政策上の位置付け</u>	(削除)
3. <u>環境省ガイドライン 2009年版改訂の方向性</u>	(削除)
4. <u>環境省ガイドライン 2009年版の主な改訂のポイント</u>	5. <u>食品関連事業者向けガイドラインの主な改訂のポイント</u>

暫定版	食品ガイドライン 2009 年版
(新設)	<p>(参考)</p> <p>☆エコアクション21食品関連事業者認証・登録制度</p> <p>財団法人食品産業センターは、食品関連事業者向けマニュアルに基づき、2008年4月より「エコアクション21食品関連事業者認証・登録制度」を創設し、エコアクション21中央事務局が運用をしています。</p> <p>本ガイドラインに適合していると認められた食品関連事業者は、食品リサイクルと環境への取組を行った「食品リサイクル優良事業者」として認証・登録され、エコアクション21のロゴマークの上に「食品リサイクル優良事業者」と付したマークを中央事務局より使用許諾されます。</p> <p style="text-align: center;">食品リサイクル優良事業者</p>  <p style="text-align: center;">エコアクション21</p>

4. 第1章

暫定版	食品ガイドライン 2009 年版
第1章 エコアクション21食品関連事業者向けガイドライン 2011 年版の概要	第1章 エコアクション21ガイドライン 2009 年版の概要
1. エコアクション21とは	1. エコアクション21とは
2. エコアクション21の特徴	2. エコアクション21の特徴
3. エコアクション21の構成	3. エコアクション21の構成
4. エコアクション21の取組フロー	4. エコアクション21の取組フロー

5. 第2章

暫定版	食品ガイドライン 2009 年版
第2章 エコアクション21の認証・登録制度の概要	第2章 エコアクション21の認証・登録制度の概要
1. エコアクション21の認証・登録制度の目的	1. エコアクション21の認証・登録制度の目的
2. エコアクション21の認証・登録制度の運営	※2009年版(改訂版)の記述に変更 (削除)

暫定版	食品ガイドライン 2009 年版
3. 認証・登録することのメリット	(削除)
<p>4. 認証・登録の基本的要件</p> <p>特に、食品関連事業者では、<u>エコアクション21の認証・登録を受けるにあたっては、以下の要件も満たすことが必要です。</u></p> <p><u>⑦初回の認証・登録にあたっては、原則として、前年度の再生利用等の実施率が当該年度の基準実施率以上であること</u></p> <p><u>⑧認証・登録の継続(2回目の審査以降)にあたっては、原則として、毎年度の再生利用等の実施率が当該年度の基準実施率以上であること</u></p> <p><u>⑨環境目標として、当該年度の基準実施率以上の再生利用等の実施率を目標として設定していること</u></p> <p><u>⑩本ガイドラインに基づき、食品リサイクル等の必要な環境への取組を適切に実施していること</u></p> <p><u>⑪事業に関連する環境法規(特に廃棄物処理法及び容器包装リサイクル法の特定事業者に該当する食品関連事業者は、容器包装の再商品化義務)を遵守していること</u></p>	<p>2. 認証・登録の基本的要件</p> <p>食品関連事業者においては、基本的な取組に加えて、次の要件を満たすことが求められます。</p> <p><u>①食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施率を把握していること</u></p> <p><u>②環境目標として、基準実施率以上の再生利用等の実施率を目標として設定し、食品リサイクル等の必要な環境への取組を適切に実施していること</u></p> <p><u>③認証・登録にあたっては、原則として、再生利用等の実施率が食品リサイクル法に基づく基準実施率を満たしていること</u></p>
5. 業種別ガイドラインと審査及び判定の手引き	(削除)
6. 認証・登録の手順	3. 認証・登録の手順

6. 第3章

暫定版	食品ガイドライン 2009 年版
<p>第3章 環境経営システム</p>	<p>第3章 環境経営システム</p>
<p>3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価</p> <p>[要求事項] 環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、<u>廃棄物発生量・排出量、食品循環資源の再生利用等の実施率</u>、総排水量（あるいは水使用量）、…</p> <p>[解説] 食品関連事業は、食品廃棄物等の発生抑制量、再生利用量、熱回収量、減少量、再生利用等以外の量、廃棄物としての処分量及び再生利用等の実施率は必ず把握します。</p> <p>なお、二酸化炭素排出量、<u>食品廃棄物等を含む廃棄物発生量・排出量</u>及び総排水量の把握を必須としているのは…</p>	<p>3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価</p> <p>[要求事項] 環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、<u>廃棄物排出量(食品廃棄物等を含む)</u>、総排水量（あるいは水使用量）、…</p> <p>[解説] 食品関連事業者では、<u>食品廃棄物等の発生量及び</u>食品廃棄物等の発生抑制量、再生利用量、熱回収量、減少量、再生利用等以外の量、廃棄物としての処分量及び再生利用等の実施率は必ず把握します。</p> <p>なお、二酸化炭素排出量、<u>廃棄物排出量(食品廃棄物等を含む)</u>及び総排水量の把握を必須としているのは…</p>
<p>4. 環境関連法規等の取りまとめ</p> <p>[解説]</p>	<p>4. 環境関連法規等の取りまとめ</p> <p>[解説]</p> <p>※◆食品関連事業において、関係する主な環境関連法規等に「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」を追記、「道路運送車両法」を削除</p>

暫定版	食品ガイドライン 2009 年版
<p>5. 環境目標及び環境活動計画の策定</p> <p>[要求事項] 環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、再生利用等の実施率、総排水量削減、…</p> <p>[解説] ◆再生利用等の実施率及び基準実施率の算出方法並びに具体的な取組について 基準実施率の目標を達成するためには、以下の取組を実施します。 ・減量：脱水・乾燥、濃縮、発酵等</p> <p>◆グリーン購入並びに自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する環境目標について 〈製品・サービスに関する環境目標の例〉 ・詰め替え商品を提供する</p>	<p>5. 環境目標及び環境活動計画の策定</p> <p>[要求事項] 環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減(再生利用等の実施率を含む)、総排水量削減、…</p> <p>[解説] ◆再生利用等の実施率及び基準実施率の算出方法並びに具体的な取組について 基準実施率の目標を達成するためには、以下の取組を実施します。 ・減量：脱水、乾燥、発酵、炭化</p> <p>◆グリーン購入並びに自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する環境目標について 〈製品・サービスに関する環境目標の例〉 (削除)</p>

7. 第4章

暫定版	食品ガイドライン 2009 年版
<p>第4章 環境活動レポート</p> <p>1. 環境活動レポートの作成</p> <p>[要求事項] ④環境目標(食品廃棄物等の再生利用等の実施率目標を含む) ⑥環境目標の実績(食品廃棄物等の再生利用等の実績を含む)</p>	<p>第4章 環境活動レポート</p> <p>1. 環境活動レポートの作成</p> <p>[要求事項] ④環境目標(食品循環資源の再生利用等の実施率目標を含む) ⑥環境目標の実績(食品循環資源の再生利用等の実績を含む)</p>

8. 第5章

暫定版	食品ガイドライン 2009 年版
<p>第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き</p> <p>図：事業活動のマテリアルバランス ◎化学物質使用量(食品製造用の触媒等)</p>	<p>第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き</p> <p>図：事業活動のマテリアルバランス ◎化学物質使用量(食品製造用の触媒、排水処理剤等)</p>

9. 第6章

暫定版	食品ガイドライン 2009 年版
第6章 環境への取組の自己チェックの手引き	第6章 環境への取組の自己チェックの手引き
表：取組状況の数値化の例 <u>○食品循環資源から作られた堆肥を利用して栽培した食品の使用量(例：堆肥を利用して栽培した食品の使用量／食品材料の使用量)</u> ← 「 <u>食品循環資源の再生利用への取組</u> 」	表：取組状況の数値化の例 <u>○売上高当たりの食品廃棄物等発生量(例：食品廃棄物等の発生量／売上高)</u> ← 「 <u>食品廃棄物等の発生抑制の取組</u> 」

10. 別表1

暫定版	食品ガイドライン 2009 年版
別表1 環境への負荷の自己チェックシート	別表1 環境への負荷の自己チェックシート ※排出係数及び単位発熱量は、ガイドライン 2009 年版(改訂版)に合わせた

11. 別表2

暫定版	食品ガイドライン 2009 年版
別表2 環境への取組の自己チェックリスト	別表2 環境への取組の自己チェックリスト
1. 食品リサイクル等の取組に関する項目 2) 食品廃棄物の <u>排出</u> 抑制、リサイクル等 ①食品廃棄物の発生そのものを抑える取組 (追記) (追記) (追記) (追記) ・消費期限・賞味期限の迫った商品の <u>特価販売</u> を行っている ②生産工程における取組 (追記) ・ <u>原材料の余り等を従業員に安く販売している</u> ・ <u>商品にならない半製品を従業員に安く販売している</u> (追記)	1. 食品リサイクル等の取組に関する項目 2) 食品廃棄物の <u>発生</u> 抑制、リサイクル等 ①食品廃棄物の発生そのものを抑える取組 ・ <u>産地での下加工等、一次処理後の原材料を仕入れている</u> ・ <u>調理済みの食品を仕入れている</u> ・ <u>在庫管理システムを導入している</u> ・ <u>消費期限・賞味期限を適切に設定している</u> ・消費期限・賞味期限の迫った商品の <u>販売促進</u> を行っている ②生産工程における取組 ・ <u>小ロットの製造を行っている</u> (削除) (削除) ・ <u>未使用原材料を有効利用している</u>

暫定版	食品ガイドライン 2009 年版
<p>3)トレーサビリティ(追跡確認)及び再生資源の使用</p> <p>①再生利用状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥、飼料、油脂・油脂製品、メタンの再生後の利用先(農林漁業者その他)を書面(売買契約書等)により確認している <p>②再生資源使用への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品リサイクルにおいて、自社排出の再生資源(食品循環資源)を、再度、自社利用している(リサイクルループ) <hr/> <p>4)食品循環資源の再生利用への取組</p> <p>4)ー1 自事業所(組織)内において再生利用する場合</p> <p>①食品循環資源としての用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品循環資源をメタン、エタノール、水素等として再生利用している <p>②再生利用としての肥料・飼料の取組</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>③再生利用としての油脂・油化製品化の取組</p> <p>④再生利用としてのメタン化の取組</p> <p>4)ー2 委託先において再生利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品循環資源を委託先においてメタンとして再生利用している 	<p>3)トレーサビリティ(追跡確認)及び再生資源の使用</p> <p>①再生利用状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥、飼料、炭化燃料・還元剤、油脂・油脂製品、エタノール、メタンの再生後の利用先(農林漁業者その他)を書面(売買契約書等)により確認している <p>②再生資源使用への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品リサイクルにおいて、自社排出の再生資源(食品循環資源)を、再度、自社利用している <hr/> <p>4)食品循環資源の再生利用への取組</p> <p>4)ー1 自事業所(組織)内において再生利用する場合</p> <p>①食品循環資源としての用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品循環資源を炭化燃料・還元剤、エタノール、メタンとして再生利用している <p>②再生利用としての肥料・飼料の取組</p> <p>③再生利用としての炭化製品・還元剤化の取組</p> <p>④再生利用としての油脂・油化製品化の取組</p> <p>⑤再生利用としてのエタノール化・メタン化の取組</p> <p>4)ー2 委託先において再生利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品循環資源を委託先において炭化燃料・還元剤、エタノール、メタンとして再生利用している

1 2. 参考

特になし